

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年 10月13日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構

横浜中央病院

病院長 藤田 宜是

1 競争に付する事項

(1) 調達件名及び数量

横浜中央病院および横浜中央病院附属看護専門学校で使用する電気の調達

【病院】 予定契約電力	:	800 kW
予定使用電力量	:	3,178,744 kWh
【学校】 予定契約電力	:	161 kW
予定使用電力量	:	474,567 kWh

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年1月1日から平成30年12月31日

(4) 需要場所

①神奈川県横浜市中区山下町268番地

独立行政法人地域医療機能推進機構横浜中央病院

②神奈川県横浜市南区中村町3丁目209番地1

独立行政法人地域医療機能推進機構横浜中央病院附属看護専門学校

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（月額基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当院が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価に対する年間総価を入札金額とすること。

なお、第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調

整額及び太陽光発電促進付加金並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という）第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。
 - (2) 平成28、29、30年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売等」においてA、B又はCの等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
 - (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
 - (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ① 厚生年金保険
 - ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③ 船員保険
 - ④ 国民年金
 - ⑤ 労働者災害補償保険
 - ⑥ 雇用保険
- (注) 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (5) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (6) 経理責任者が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、一定の水準を満たすこと。
 - (7) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規定第2条の各号に該当しないものであること。
 - (8) 旧委託運営法人（社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団、財団法人船員保険会）と関連のある法人でないこと。
 - (9) 過去3年間において、日本国内に当院・学校同等規模の電力供給実績、あるいはそれに準ずると経理責任者が認める実績を有する者。

- (10) 本公告に示した物品及び数量を確実に納入し得ること。
- (11) 調達物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。(病院業務の特質性から計器交換などの際に停電を伴わない作業を行うこと)
- (12) 横浜市環境創造局より横浜型グリーン電力入札にかかわるランクがB以上であること。
- (13) 国際標準化機構 (I S O) で定める国際規格のうち、「品質マネジメントシステム規格」及び「環境マネジメントシステム」の認証を取得していること。
- (14) 契約期間内に建物の状況等、仕様書の変更があった場合、別途協議とする。

3 競争参加資格の提出場所、契約条項を示す場所・入札説明書の配布方法及び問い合わせ先

- (1) 競争参加資格の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒231-0023

神奈川県横浜市中区山下町268番地

独立行政法人地域医療機能推進機構横浜中央病院 経理課契約係

電話 045-641-1921 FAX 045-681-9539

- (2) 入札説明書等の交付場所

公告後より上記(1)において交付する。以後、国民の祝・祭日を除く月曜日から金曜日10時から17時の間に問い合わせ先に連絡の上取りに来ること。「機密保持に関する誓約書」(本公告に添付)、名刺と引き換えに交付する。

- (3) 競争参加資格確認申請書の提出期限

平成29年11月1日(水) 17:00

- (4) 質疑

平成29年10月27日(金) 17:00までに、電子メールにて提出。電話・口頭による質問は一切受けません。質疑の回答は平成29年10月31日(火)に電子メールにて回答します。

質疑用メールアドレス: keirika@yokohama.jcho.go.jp

4 競争入札執行等の場所及び日時

- (1) 入札日時及び場所

平成29年11月9日(木) 14時00分 4階 第2会議室

(入札書は当日持参すること)

5 その他必要な事項

- (1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格審査結果通知書の写し及び必要書類を受領期限内に提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日の前日までの間において、会計命令者から上記証明となるものについて説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約の相手方の決定方法

入札により契約の相手方が決定されるわけではなく、あくまで契約の交渉権者を決定するものであり、交渉権者は交渉が決着されなかった場合、次順位交渉権者に交渉権が移る場合もある

(7) 詳細は入札説明書による。

機密保持に関する誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構

横浜中央病院

病院長 藤田 宜是 殿

所在地

会社名

印

代表者

_____ (以下「当社」という) は独立行政法人地域医療機能推進機構横浜中央病院 (以下「貴院」という) への役務の提供 (以下「本件目的」という) を行うにあたり、貴院から当社に対して開示される機密情報 (以下「機密情報」という) の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される本物件に関する一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、または第三者から入手していた情報
- (2) 開示を受ける時点ですでに公知であった情報、またはその後公知となった情報
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報
- (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報
- (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報

(機密情報の取扱い期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

(表明および保証)

第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性および最新性につき何らの表明および保証 (明示か黙示を問わない) を行わないことを当社は了承します。

- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

2 当社は、当社およびその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員および一部特定の従業員以外の役員および一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中および退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者および次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 機密の厳守および本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所または行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監督する官公署または団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署または団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院または貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書面、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(利害関係人との接触の禁止)

第7条 当社は、貴院の事前の承認がない限り、本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本物件と利害関係のある第三者と接触しないものとします。

(機密情報の返還)

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したときまたは貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還または

当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第9条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法および管轄裁判所)

第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取り扱うものとします。

2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以 上